

## 社会福法人浄願寺福祉会 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福法人浄願寺福祉会（以下「法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

### (定 義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第 6 条に基づき置かれる者をいう。

### (報酬の範囲)

第 3 条 役員、評議員、評議員選任・解任委員に対して、各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で、別表 1 に定める基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

- 2 前項の規定は、役員等が職員である場合には適用しない。
- 3 報酬は、業務遂行の都度支払う。

### (費用弁償)

第 4 条 法人の役員等が次の各号の業務に従事した場合の交通費あるいは旅費は、その費用を弁償することができる。

- (1) 理事会、評議会、評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 理事会、評議会で決定された特別な業務への従事
- (3) 法人が主催する行事、業務等への参画
- (4) 法人を代表して出席する諸行事及び会議

- 2 前項の規定は、役員等が職員である場合には適用しない。また、業務の主催者から費用弁償額相当が支払われた場合には、これを弁償しない。
- 3 費用弁償額は、浄願寺福祉会旅費規則に準じて役員等の居住地から目的地までを計算し算定された交通費の実費額及び宿泊料とする。
- 4 費用弁償は、業務の都度支払う。  
ただし、連続して旅行した場合等には、月単位で支払うことができる。

### (改 正)

第5条 この規程の改正は、評議員の議決を経て改正する。

附 則

この規定は、平成29年6月22日から施行する。

この規定は、平成31年3月25日から施行する。

別表1

業 務	報 酬
理事会出席	5,000円
評議会出席	5,000円
評議員選任・解任委員会出席	5,000円
監査会	5,000円